

身体的拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人 自立生活センター・立川

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の活動そのものを制限し、自由を抑制してしまいます。そして、何よりも拘束は、短期間でも大きな苦痛と著しい被害・ダメージを与えてしまい、尊厳ある生活を阻むものです。自立生活センター・立川（以下「事業者」）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないサービスの提供に努めます。

(1) 障害者総合支援法での身体拘束禁止の規定

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、障害・疾病を理解した上で身体拘束を行わないサービスの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体的拘束が一時的なものであること。

(3) 車椅子・座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

身体に重度の障害のある人の中には、脊椎の側彎や、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた車椅子・座位保持装置を医師の意見書又は診断書により製作、使用している場合があります。身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されます。そのため、利用者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断するのは適切ではないとされています。

車椅子・座位保持装置等のベルトやテーブルを使用する場面や目的を明確にし、その意見及び同意を個別支援計画に記載、利用者や家族等の意見を定期的に確認(モニタリング)することで、身体拘束とならない適切な支援を行います。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

事業者は、身体拘束廃止に向けて、身体拘束適正化委員会を設置します。ただし、虐待防止委員会との一体的な運用とします。

①設置目的

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

委員会は、管理者、虐待防止責任者や支援のリーダー等で構成します。なお、必要に応じて、事業者職員、協力医療機関の医師、精神科専門医等や知見を有する第三者の助言を得ます。

③委員会の開催

- ・年に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ・必要に応じ随時開催する。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したサービス提供の励行を図り、職員教育を行います。

①年1回以上の教育研修の実施

②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

4. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

《障害者虐待防止法及び児童虐待防止法における身体拘束の対象となる具体的な行為》

- ・車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

《介護保険指定基準における身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・点滴や経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴や経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- ・車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯、腰部ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような車椅子を使用する
- ・脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各関係部署の責任者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族等に対する説明書の作成及び個別支援計画への記載をします。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と、行っている内容と方

向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 行政等への相談・報告

身体拘束を行う場合、市区町村の障害者虐待防止センター等の行政に相談、報告します。また、関係機関と連携して様々な視点から支援についてのアドバイスや情報を得ます。

(4) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。

(5) 拘束の解除

(4)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人・家族等に報告します。なお、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があります。再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人・家族等に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

サービス提供にあたり、身体拘束及びその他の行動制限を行うことを原則として禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者にとって何が良いか、拘束に変わる方法はないか検討していきます。本人や家族等の思いを尊重しながら最も良い方法を模索していきますが、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。その場合には、身体拘束適正化委員会を中心に十分検討を行います。身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしない危険性の方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族等への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) サービス提供における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ・言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ・利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に添ったサービスを提供し、関係機関と連携しながら個々に応じた丁寧な対応をします。
- ・利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討します。
- ・「やむを得ない」と拘束に順ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な生活を送れるよう努めます。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は事業所内で掲示等をするとともに、ホームページへ掲載し、自由に閲覧できるようにします。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくために、サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組みます。

- ・マンパワー不足を理由に安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・障害者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・障害等があるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

附則 2022年 4月 1日より施行